

環評第1149号
平成21年2月16日

株式会社神戸製鋼所
代表取締役社長 犬伏 泰夫 様

兵庫県知事 井戸 敏三

神鋼加古川発電所ボイラー更新に係る環境影響評価準備書に関する
知事意見について（送付）

平成20年7月8日付けで依頼のありました標記の環境影響評価準備書について、
環境の保全と創造の見地から審査した結果は下記のとおりである。

記

予測・評価の結果では、大気質への影響が現状より低減されるとともに、水質、廃棄物等、騒音、振動及び悪臭についての影響は軽微であり、概ね適切と考えられる。また、地球温暖化対策に関しても、二酸化炭素の排出削減が図られる。

しかしながら、事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境保全措置を着実に実施するため、専門家の指導及び助言を受け、実行可能なより良い技術の導入に努める必要がある。また、下記の点に留意する必要がある。

1 大気質

施設の稼働に伴う硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんの排出量は削減され、それらの寄与濃度は低減すると予測している。供用に当たっては、大気汚染物質の排出削減が確実に実施されるよう、発電設備や排煙脱硝装置の運転管理を適切に行う必要がある。

2 地球温暖化

施設の稼働に伴う二酸化炭素の排出について、予測では、高効率のガスタービンコンバインドサイクル発電設備を導入することなどにより、年間排出量は13.3万t

-CO₂の減少が図られる。しかし、さらに地球温暖化対策をより一層進めるため、今後とも技術開発に努めるとともに、新たな技術の積極的な導入に取り組む必要がある。

工事の実施に当たっては、建設機械等の効率的な稼働やアイドリングストップの励行等対策を講ずる必要がある。

3 水質

(1) 工事に伴う排水の影響について、予測では、「水質汚濁防止法」に基づく排水基準に適合し、周辺海域の水質に及ぼす影響は少ないが、環境保全措置を着実に実施するとともに、環境監視調査を実施し、環境への著しい影響が生じるおそれがある場合は、速やかに適切な対策を講ずる必要がある。

(2) 施設の稼働に伴う排水の影響について、予測では、「水質汚濁防止法」に基づく排水基準に適合するとともに、排出水量の増加はなく、水質への影響はほとんどないが、化学的酸素要求量(COD)に係る汚濁負荷量が10.6kg/日増加することから、その削減対策に取り組む必要がある。また、温排水については、水温上昇域は現状と変わらないと予測しているが、供用に当たっては、取放水温度差を適切に管理する必要がある。

4 廃棄物等

(1) 工事に伴い発生する廃棄物については、再利用量の増加や再資源化に努め、最終処分量の低減を図るとともに、処分に当たっては、発生量、性状、保管場所、処理方法及び委託先について検討を行い、確実に管理するとともに、適正処理を行う必要がある。

(2) 施設の稼働に伴い発生する廃棄物については、予測では、新たに設置される排煙脱硫装置等からの排水処理過程で汚泥が発生し、最終処分量が1600t/年増加することから、その削減対策に取り組む必要がある。

5 騒音・振動

(1) 工事関係車両の交通量は、騒音レベルの予測計算上現況値に影響を及ぼさない程度であるが、現地調査において既に環境基準値を超過している。そのため、工事の実施に当たっては、環境保全措置を着実に実施するとともに、環境監視調査を行い、環境への著しい影響が生じるおそれがある場合は、さらなる環境保全措置を講ずる必要がある。

(2) 施設の稼働に伴う騒音や振動の影響について、予測では、「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく規制基準値と比べ、低い値であるが、施設の稼働と工事の実施の影響が重複する期間があることから、環境保全措置を着実に実施し、環境への著しい影響が生じるおそれがある場合は、速やかに適切な対策を講ずる必要がある。

6 悪臭

アンモニアの排出量について、予測では、「悪臭防止法」に基づく規制基準を大きく下回るが、周辺住民に影響を与えないよう排煙脱硝装置等の運転管理を適切に行う必要がある。

7 既存設備の撤去工事

ボイラーの配管などにおけるアスベストの使用の有無について調査を行い、アスベストが使用されている場合には、工事に伴うアスベストの飛散防止やアスベスト廃棄物の適正処理を確実に行う必要がある。

8 その他

上記の項目の対策等に加え、事業の実施に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- (1) 工事着手前に周辺住民に十分説明を行うとともに、住民からの要望・苦情等に適切に対応すること。
- (2) 工事の実施に当たっては、建設機械の稼働等に伴う周辺環境への影響に十分配慮すること。
- (3) 施設の稼働に当たっては、運転やばい煙等の排出状況を監視するなど環境管理を徹底することにより、環境保全対策を確実に実施し、実効あるものとする。
- (4) 周辺環境の変化等により環境影響評価の予測の前提条件となる事項に大きな変化が生じた場合や、現時点で予測し得なかった影響が生じた場合は、状況に応じた適切な環境配慮を行うこと。
- (5) 環境監視調査については、関係機関と協議を行い適切に実施するとともに、その結果については定期的に公表すること。